

葛飾区養育費に関する裁判外紛争解決手続費用助成交付要綱

5 葛子応第 2192 号
令和 6 年 3 月 29 日
区 長 決 裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、養育費の取決めに関する裁判外紛争解決手続に要した費用の全部又は一部を助成し、養育費の受取について支援を行うことによって、子どもの最善の利益を守り、子どもが家庭の事情に左右されず安定した生活を送ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 養育費 経済的、社会的に自立していない子が自立するまでに要する費用のうち、衣食住に必要な経費、教育費、医療費等をいう。
- (2) 子ども 18 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。
- (3) ひとり親 母子家庭の母及び父子家庭の父をいう。
- (4) ADR 弁護士法(昭和 24 年法律第 205 号)第 31 条の規定に基づき設立された弁護士会(以下「弁護士会」という。)及び裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 151 号)第 5 条の規定に基づき法務大臣の認証を受けた者(以下「認証ADR事業者」という。)が実施する裁判外での紛争解決に係る手続をいう。

(助成対象者)

第 3 条 この要綱による助成金(以下「助成金」という。)の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、葛飾区に住所を有する者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者又は葛飾区長(以下「区長」という。)が認めたものとする。

- (1) ADR を利用し、養育費を受け取る権利を有するひとり親であること。
- (2) ひとり親で養育費の取決めの対象となる子どもを現に養育していること。
- (3) 養育費の取決めに係る ADR の費用を支払ったこと。
- (4) 過去に同種の補助金(他の地方公共団体から交付されるものを含む。)の交付を受けていないこと。

(助成対象経費)

第 4 条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、養育費の取決めに係る費用のうち、ADR に係る申込料及び依頼料に相当する費用並びに調停に要した費用とする。ただし、弁護士会及び認証 ADR 事業者が用意する場所以外の場所で調停

を行う場合における当該場所に係る賃借費用、交通費その他実費は対象としない。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、補助対象経費と20,000円とを比較して少ない方の額とし、予算の範囲内で支給する。

(助成金の交付申請)

第6条 助成対象者は、養育費の取り決めをした文書を作成した日から起算して1年以内に要領で定める申請書に必要な書類を添付して、区長に申請しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定したときは、要領で定める通知書により、当該申請をした者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第8条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者は、要領で定める請求書により、区長に助成金の交付を請求するものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があった場合は、当該請求をした者に対し、助成金を交付する。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、助成金の交付決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けた場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付決定の取消しをした場合は、期限を定めて当該助成金の返還を求め、交付決定を受けた者に要領で定める通知書により通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、区長が定める日までに区長に当該助成金を返還しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めのない事項については、・飾区補助金等交付規則(昭和40年・飾区規則第55号)の定めるところによるものとし、その他この要綱の施行に関し必要な事項は、子育て支援部長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。